

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日：令和4年10月3・4日

②施設・事業所情報

名称：那覇市認定こども園垣花こども園	種別：幼保連携型認定こども園（公私連携）	
代表者氏名：理事長：金城弘子 園長：金城光哉	定員（利用人数）：25（21）名	
所在地：那覇市山下町17番55号		
TEL：098-851-7230	ホームページ	https://www.chigusa.org/
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 2019年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 千草福祉会		
職員数	常勤職員：7名	非常勤職員：3名
専門職員	保育教諭：6名	
施設・設備の概要	教育・保育室：2、畳の小部屋：2、絵本室、エレベーター、職員室、相談室、医務室、遊戯室、バリアフリートイレ、屋外遊戯場（園庭）	

③理念・基本方針

<法人理念>

子ども一人ひとり家族の宝

<基本方針>

千草福祉会の法人理念「子ども一人ひとり家族の宝」から始まり、教育・保育目標である「すこやかに・のびのびと・やさしく」を指導計画に位置づけ、子どもの成長を保護者とともに見守る。

また、職員配置を十分に行い、ゆとりある職場環境（保育環境）を整え、和気あいあいとした雰囲気の中、子ども達が安心して通えるこども園を目指す。

1. 「すこやかに・のびのびと・やさしく」を教育・保育目標とし、生きていくための力、基礎力（基本的な生活習慣や考える力、健康、好奇心、思いやり）を遊びの中で楽しく学び身につける。また教育・保育目標達成に向け、園児の個性や生活に応じて、全職員で共通理解し協力しながら柔軟に進める。

2. 子どもが安定して、楽しく自ら積極的にかかわっていくことができるよう、幼児理解に努め、教育および保育効果を高める環境作りや施設整備の充実を図る。
3. 体内リズムを整え、心と身体を共にすこやかにし、たくさんの楽しい体験や遊びを通して、子ども達の可能性を広げ、のびのびと育む。
4. 和気あいあいとした雰囲気の中で育ち、この世界を「いいところなんだ」と自分自身を前向きに捉え（自己肯定感の芽生え）、ひとや動植物に対してやさしさと思いやりの心を育み、園生活に必要な生活習慣や正しく丁寧な言葉づかい、態度を学ぶ。
5. 小学校や保護者、地域コミュニティとの信頼関係を築き、連携を密にし、一体となって子どもの成長を見守る。

④施設・事業所の特徴的な取組

1 こども園は奥武山公園の南、垣花小学校の運動場に隣接した静かな住宅地に立地している。園庭はガジャンビラ公園を抱く筆架山の緑豊かな懐に面し、様々な鳥や昆虫が多く訪れ、子どもの好奇心や感性を育むことのできる環境となっている。園生活においては戸外での活動時間をバランスよく取り入れ、子どもが主体的に好きなことを見つけて遊びこめる時間を大切にしている。外部講師による英会話やリトミック、パソコン教室等を定期的に開催、与那国うま乗馬体験や流しソーメン、那覇大綱製作見学等、地域性や季節感にとむ体験学習を多く取り入れた教育・保育を展開している。

2 法人は昭和22年に創立された幼稚園（当こども園の前身）を母体として、現在では保育園3か所、幼保連携型認定こども園2か所の他に児童発達支援事業所や子育て支援センターも運営しており、当園内には放課後児童クラブが併設されている。50年の歴史のある小規模園であることから、地域の家庭と顔の見える関係性を維持している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年6月3日（契約日）～ 令和4年12月15日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	2回目（令和2年度受審）

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 効率的な人材育成体制の整備・運用が図られている。

集合研修ではなく、同じテーマの研修を複数回実施したり、オンライン研修受講など業務内における隙間時間を有効活用する人材育成体制を構築しており、業務の効率化と職員の働きやすい環境整備と育成定着に取り組んでいる。また、年2回の自己評価、年4回の個別面談から職員の意見を把握し、教育・保育の質の向上について評価・分析・改善を行っている。園長は個別面談から把握された課題を分析し、職員間における助言指導方法をアドバイスしている。

2. 子どもの自立につながる基本的生活習慣の習得に向けた教育・保育実践に力を入れている。

こども園では基本的生活習慣の習得を基本方針に掲げており、ゆとりある職員配置数という強みを生かし、一人ひとりのペースを見守りつつ教育・保育を行っている。子どもの発達状況に応じて声のかけ方やタイミングを考慮し、1日のスケジュールは子どもの興味を喚起できるようカードでお知らせする等の工夫を行っている。保育教諭は子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように支援し、気持ちをうまく伝えられない子どもには自らの言葉で伝えられるようにゆったりとした園の環境の中で個別で対応している。食事時にはコロナ感染対策の注意事項等をふまえながらも温かい親しみのある雰囲気作りを心がけ、遊具を使用する前には子ども自ら安全マットを準備するよう促している。子どもが園生活を通してマナー等を守りつつ基本的生活習慣を身に付け、将来の自立につなげていくための細やかな配慮が行われている。

◇改善を求められる点

1. 子どもの権利擁護についてのマニュアル等の策定と職員への周知徹底が望まれる。

保育教諭は、日々の教育・保育において一人ひとりの子どもに丁寧に向き合い対応している。今年前期の自己評価に「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を使用して実践の振り返りを開始、権利侵害の防止について意識を高めている。前回の第三者評価受審後の改善は見られるが、子どもの権利擁護は認定こども園としての使命・役割の基本であることから、法人・こども園の理念にもある子どもの権利擁護を具現化するためのマニュアル等を策定し、それに基づく教育・保育の標準化に向けた組織づくりと対応方法の周知・徹底が望まれる。

2. プライバシー保護に関する方針の策定・取組の強化が望まれる。

こども園では性別規範に配慮を要する子どもに対しては個別で対応する等、子どもを尊重する教育・保育実践を心がけている。子どものプライバシー保護に関する基本方針については、権利擁護についての内容等を含め策定にとりかかっているが、今後は職員への周知とそれに基づいた教育・保育の実施が望まれる。また、方針内容は諸計画に示し、保護者へも周知する取組も望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回二年ぶり二度目の第三者評価受審となりますが、前回よりも評価項目の内容を理解できるようになりました。まだまだa評価には届きませんが、これからはしっかりと勉強していきたいと思えます。職員からは「共通項目が難しい」との話が出ていたので、まずは施設長から十分に内容を理解し解りやすく職員へおろせるようにしていきたいと思えます。また、受けた助言を活かせるよう工夫を凝らしていきたいと思えます。受審後のフィードバックについても丁寧にフォローアップしていただきありがとうございました。

昨今ニュースで取り上げられている保育園での様々な出来事もありますが、自園を振り返りつつ、これからは襟を正して教育・保育の質の向上に取り組んでまいります。

最後になりますが、6月から始まり約6ヶ月間お忙しい中、評価していただきありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評価項目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
判断基準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
評価者	法人の理念「こども一人一人は家族の宝」は事業計画で示されている。ホームページやパンフレット、入園のしおりでは確認ができなかったが、教育方針の中に法人理念の意図が含まれており、発表会等がある際は最初に教育方針を保護者へ伝えるようにしている。ホームページは現在改修中ということで法人理念も掲載される予定である。今後は、ホームページやパンフレットも活用し、法人理念、基本方針を明文化するとともに、保護者や職員へ分かりやすい説明資料を準備・周知する等の取り組みが望まれる。	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
評価者	事業経営をとりまく環境を把握するため、近隣園の状況や行政から情報収集に努めている。小学校へ上がる前の児童数が校区内に何名いるかを行政から確認することができるので、地域の特徴や変化等を把握分析、考察を行うことができている（地域規模が那覇市内でも2番目に小規模であるため、待機児童が大変少ない状況）。	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
判断基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
評価者	園単位では、経営環境と経営状況の把握・分析および経営課題は明確にできている。経営課題ということもあり、職員は参画していないが職員への周知は行っている。また、法人全体の経営課題として取り組んでいくことができるよう理事会での報告は行っている。今後は、職員の意見を聞いたり、職員同士で話し合う場を設定する等組織的な取り組みを検討し、法人全体で改善すべき課題として共有し改善に取り組むことを期待する。	

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
評価者	園の中・長期的なビジョンは、法人理念、基本方針、教育方針に基づいて明文化されている。事業計画は、短期(2年)・中期(5年)・長期(10年)で策定されており、資金計画や人材計画、経営持続可能計画といった項目が具体的に設けられている。法人としての中・長期計画が未策定のため、今後は、法人としての中・長期計画を策定し、法人と園の連携による目標設定を期待したい。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
評価者	単年度の事業計画は、主幹保育教諭の意見も交え、①資金計画、②人材(人財)計画、③経営持続可能計画の三項目について策定されている。劣化している設備や職員のスキルアップなどについて計画が文書化されているが、今後は、さらに計画実行が分かりやすくなるように、直感的に俯瞰できる一覧表を作成する等の工夫が期待される。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
評価者	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについては、前年度末までに事業計画を策定し職員へ周知している。事業計画は毎年度評価・見直しを行っているが、現在は「事業＝経営」という印象があり、職員の参画や意見の集約・反映はされていない。今後は、職員の意見を集約するためにアンケートを実施するなど、職員が参画し事業計画を策定することが望まれる。	

評価項目		評価結果
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
評価者	事業計画については、入園説明会の時に説明を行っており、事業計画に変更があった場合は、再度伝えるようにしている。今後は事業計画説明時にスライドを使用した説明を行ったり、周知方法として、ホームページへの見やすく分かりやすい掲載やSNSツールを活用する等で保護者の参加や周知に対する工夫が望まれる。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
評価者	教育・保育の質の向上に向けた取り組みとして、週案会議は毎週1回行い、指導案の添削をするなどPDCAサイクルに基づく取り組みがなされており、日頃の保育の振り返りは個人で行っている。また、気になる子どもや行事、研修に関する会議も定期的実施している。職員数が多くないため委員会を設けることは難しいが、クラスノートを活用しお互いの振り返りを記入し共有・評価するなど教育・保育の質の向上に向けた取り組みを期待したい。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
評価者	前回の第三者評価を受け、職員会議において全職員へ課題の共有が図られている。評価結果に基づいて、実習生を受入れる際のマニュアル整備(実習の手引き)や人権擁護に関するセルフチェックをする取り組みが追加されている。今後は、明確になった課題について職員参画のもと改善計画策定および実施評価見直しを計画的に実施することが望まれる。	

評価項目		評価結果
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
判断基準	a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
評価者	園長の職務分掌は、園長の役割、業務内容等が就業規則に明文化されている。園長不在時の権限委任については、主幹保育教諭がその任務にあっている。今後は、園長の役割について、ホームページや園だよりに掲載したり、SNSツールの活用、広報誌に園長を紹介する動画QRコードを掲載し表明する機会を設けるなど更なる取り組みが望まれる。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
評価者	園長は、遵守すべき法令等を十分理解しており、改正情報などの情報収集も努めている。個人情報保護管理、プライバシー保護に関すること、防災関連、アレルギー関連など、職員に対し周知する際は、難しい内容をポイントを抑えて伝えるよう工夫している。月に2～3回に分けて園内研修を開催したり、3月に全職員が集まる会議でも再度周知するよう取り組んでいる。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
評価者	園長は、週案会議や年2回の自己評価、年4回の個別面談から職員の意見を把握し、教育・保育の質の向上について評価・分析・改善を行っている。個別面談から把握された課題については、ベテラン職員へ職員間における助言指導方法をアドバイスしている。今後は、個別面談のスケジュールを明文化することで、定点で評価・分析ができる組織的な体制構築が望まれる。	

評価項目		評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
評価者	経営の改善や業務の実効性を高める取り組みについては、事務担当者と地域の児童の動向を共有しながら財務分析を行っている。また、主幹保育教諭と協力しながら、オンライン研修(県、市、法人主催のもの)を受講し隙間時間を有効活用する体制を構築するなど、積極的に業務の効率化を図り、職員の働きやすい環境整備に取り組んでいる。	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
評価者	教育・保育の質を確保するために、園独自の人材確保・育成計画を策定し計画にもとづいた採用活動に取り組んでいる。実習生を積極的に受け入れたり、職場説明や面接会へ参加し人材確保に繋がる取り組みを実施している。今後は、ホームページやSNSツールを活用した採用方法や園独自の説明会の開催など効果的な人材確保に期待したい。	
15	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
評価者	法人の理念・基本方針に基づき、期待する職員像を明文化している。人事基準や貢献度の評価については、経営コンサルタントと共同で作成した人材育成シートを今後活用していく。人材育成シートは共通理解項目(報連相について、服装身だしなみについて等)が多いので、職員処遇の水準を評価分析するために有効活用することが望まれる。	

評価項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
評価者	職員の働きやすい職場環境づくりに関する取り組みについては、年間休日120日、年次有給休暇ほぼ100%消化、特別休暇取得、1人親世帯職員へシフト調整、連休を意図的に組み入れるシフトづくりなどワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みが実施されている。また、職員間の相談体制も整備しており、職員定着を高める取り組みを行っている。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
評価者	園として期待する職員像は、人材確保育成計画に明文化している。年2回の個別面談を実施しており、自己評価ができる目標管理シートを活用することで、職員一人一人の目標設定および目標達成度の確認が行われている。今後は、人材育成シートを活用し、さらなる職員のやる気ややりがいにつながる育成に向けた取り組みに期待したい。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
評価者	職員研修については、明文化されている期待する職員像から、年間研修計画を策定し事業計画へ示している。園内研修、園外研修、法人研修は開催予定のものは職員に周知し参加を促している。コロナ禍で実施できていなかった同一法人の他園見学や他園の同期交流会なども今後検討されているので、職員の教育・保育の質の向上につながる取り組みが期待される。	

評価項目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
評価者	職員一人一人の教育・研修の機会の確保については、1つのテーマを複数回に分けて研修開催するなど職員が教育・研修を受講できるように配慮している。新人職員に対して日常業務内での助言指導(OJT)を行っているので、今後は、目標管理シートに期間設定するなどアップデートし、意図的計画的なOJTができる取り組みが望まれる。	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
評価者	実習生の受け入れについては、公益社団法人兵庫県保育協会作成の「保育実習・教育実習生の受け入れ手引き」を参考に、保育実習の手引きを整備し対応している。実習生の受け入れ準備についてもチェック項目をチェックして、実習生が実習に臨みやすい受け入れ体制を整えている。今後は、学校側と事前にやりとりするなど実習内容を含め継続して連携できるような取り組みが望まれる。	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
評価者	法人の事業や財務等に関する情報はホームページに掲載し公開している。また、地域へ向け、那覇市社会福祉協議会や那覇市中央公民館へ園の広報誌を設置する等して情報公表を行っている。今後は、現在リニューアルしているホームページへ法人理念も掲載することで地域へ向けた更なる発信を期待したい。	

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
評価者	園における適正な経営・運営のための取り組みについて、事務、経理、取引等に関するルールおよび権限・責任は、職務分掌および経理規程により明文化されている。毎月の税理士による監査の他、監事監査を実施することで経営・運営の公正かつ透明性の確保に努めている。	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
評価者	こども園との地域との関わり方については、法人理念や事業計画、全体的な計画に明記されている。活用できる社会資源については、那覇市こども教育保育課からの資料の他、職員が作成した資料も玄関先に掲示し、前回第三者評価受審後の改善が図られている。新型コロナウイルス流行前には近隣の高齢者施設へ毎月慰問へ通っており、高齢者に接する際の注意点等について職員が子どもに説明を行っていた。慰問は今後も状況を見て再開を検討している。こども園として年2回は学校評議員会を開催しており、地域の代表者、小学校のPTA会長、保護者代表から成る委員に対してこども園の取組等を説明している。	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
評価者	こども園は「ボランティア受け入れにあたって」という指針を作成し、その中でボランティア受け入れについての意義や募集目的、受け入れ時の準備、受入手順、担当者からの説明内容が記載されている。指針の内容を周知するために勉強会を開催、今後の受け入れに向けた準備を行っている。近隣の小学生が福祉について勉強する目的でこども園への見学を受け入れる等、学校教育に対する支援を行っているが、学校教育に対する基本姿勢については指針等が作成されていないため、今後の整備が望まれる。	

評価項目		評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
評価者	<p>玄関前に地域の社会資源について行政からの資料と共に、職員が作成した表を掲示し、資料を設置するなど活用を促している。それらの情報は職員会議にて説明を行い、周知を図っている。子どもが通っている児童デイサービス等とは意見交換会を行っている。隣接する小学校や警察、PTA等と協力し、通学路のガードレールや横断歩道等をチェックする安全対策に参加している。役所等から虐待の可能性がある家庭について状況確認がある際には、適宜情報提供や見守りを行う等の対応を行っている。地域における支援体制のネットワーク化については、今後の取組強化に期待したい。</p>	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。
評価者	<p>こども園では学校評議員会を年2回開催しており、地域代表や小学校PTA会長、保護者代表へこども園の取組を説明し、情報交換を行う機会となっている。園長は近隣自治会の夜間パトロールや会合がある際には参加して、地域の情報把握を行っている。卒園した子どもの状況について小学校から情報提供依頼があった際には、協力を行っている。こども園に併設されている放課後児童クラブへ卒園後も通う子どもがおり、関係者・保護者と連携し支援を行っている。園庭開放や子育て応援デイの取組についてはインターネットで発信されている。今後さらに地域ニーズの把握を意図した活動強化を図っていくことに期待したい。</p>	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
評価者	<p>コロナ禍で2年ほど取りやめている法人開催のまつり「はなっこフェスタ」は秋頃に開催予定であり、地域の親子や住民の交流の場となっている。こ小連携会議等で不審者や犯罪発生等の情報が寄せられた際には、小学校や保護者と通学路の見守りを行っている。こども園は津波や土砂災害時に危険区域となるが、近隣の小学校体育館が避難場所であり、万が一を考慮し備蓄は多めに管理している。インターネットで発信されている子育て応援デイ等の取組が地域・家庭との連携計画等へ記載されておらず、情報発信の強化を期待したい。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
評価者	こども園の事業計画には子どもの人権を尊重する経営方針が明記され、会議や勉強会にて職員への周知が図られている。全国保育士会発行の「保育所・こども園における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、全国保育士会倫理綱領の読み合わせを行った。指導計画のポイントには、子どもを尊重して支援を行う工夫が記載されている。子どもへの声かけには強制的な言葉を使わないよう配慮、絵本を活用して子ども同士お互いを尊重する姿勢の大切さについても教えている。支援児への配慮として、運動会の競技種目変更について保護者に説明する取組を行い、理解を図っている。今後は権利擁護やプライバシー保護への方針・マニュアル策定を加え、さらなる取組の向上に期待したい。	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
評価者	プライバシー保護についてのマニュアルは、権利擁護も含んだ内容で園として策定を進めている。運動後の着替え時等、配慮を要する子どもについては保育教諭が部屋を変更する等の支援を行っている。5歳児クラスは「生命の安全教育」を実施、教材を活用したり、具体的な事例を示しつつ一人ひとりの性を大切にしよう伝えている。プライバシーポリシーは主に個人情報保護を目的とする内容となっており、今後は策定したマニュアル等を職員に周知し、それに基づいた教育・保育に取り組むことが望まれる。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。
評価者	こども園のパンフレットや園児募集の資料は小祿南公民館や市社協へ設置、必要に応じ近隣へのポスティングを行っている。入園のしおりはわかりやすい表現を心がけて作成し、適宜見直ししている。利用希望者の見学時には個別対応ししおりを用いて説明、購入を要する物品は実物を用意して確認できるよう配慮している。近隣のこども園との特徴の相違も説明し、利用希望者の適切な選択に資する取組となっている。	

評価項目		評価結果
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
評価者	<p>新入園時には入園のしおりと運営規程(重要事項説明書)を保護者へ説明し、同意を得ている。その際、保護者が希望することや不安に思っていること等を聞き取り、メモをとって職員と共有している。毎年の進級時には重要事項説明書の変更箇所があれば発行し、同意を得ている。説明に配慮を要する保護者には、わかりやすい説明を心がけつつ園長や主幹保育教諭が対応しており、ルール化等について今後の検討が望まれる。</p>	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
評価者	<p>年度途中で転園していく場合には指導要録を作成し、転園先へ送付している。年度途中で入園してくる場合にも、以前通っていた園からの資料を依頼している。転園後も3~4か月はこども園の公式SNSツールで連絡がとれることを保護者に伝え、こども園の連絡先と窓口担当を案内している。</p>	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
	わからない	
評価者	<p>子どもに対しては、行事後や日々の教育・保育場面で担当の保育教諭による満足度の把握が行われている。保護者に対しては毎日の送迎時や年2回の保育参観時、学校評価アンケート、行事後のアンケートを実施して確認している。コロナ禍で保護者会が休止中だが、懇談会を年1回実施し園長と主幹保育教諭が参加している。個別面談は必要に応じて年1~5回ほど行っている。今後は、アンケート結果の分析からその後につなげる取組を強化することが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
評価者	苦情解決体制の案内は玄関ロビーの内部に掲示、運営規程には苦情解決体制についての記載があり、保護者に配布されている。開園後に苦情に該当する意見はないが、寄せられた意見等については保護者に確認した上、毎月の園だよりで受付状況を報告している。第三者委員には年1回法人で面会し、報告を行っている。意見箱は玄関の職員室前に設置されているが保護者が意見紙を投函しにくい(蓋に物が置かれている等)ため、活用しやすい方法を検討していくことが望まれる。	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
評価者	保護者からの相談時には職員室隣の個室へ案内し、話のしやすい環境づくりに努めている。玄関前には「いつでも相談があれば職員に声をかけて下さい」とカラーで作成した文書を掲示している。こども園として掲示を要する物がお知らせ文の周りにも数多くあり、しっかり保護者に周知できるようブログやホームページ等の活用を含めた工夫を期待したい。	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。
評価者	保護者から相談のしやすい環境づくりに配慮し、対応マニュアルを作成している。意見があった場合には記録をとって検討を行い、報告までの手順に則って対応している。こども園に対しては進級・進学に関する相談が多く、しっかり受け止めて検討に時間を要する事柄にはその旨を説明している。肌の弱い子どもの遊び方に関して保護者から相談があった際には、職員で情報共有し、教育・保育の方法を統一する取組を行った。今後は定期的な見直しにより活用されるマニュアルへの改善を図る等、対応力の向上に期待したい。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
評価者	子どもの事故とヒヤリハットは別で報告書が作成され、それぞれ定義を決めて検証が行われている。危機管理マニュアルを作成、職員室内には事故発生時の対応方法についてわかりやすい一覧表が整備され、園長が責任者であることを明記、勉強会を通じ職員へ周知されている。新聞などで報道される子どもの事故等の情報は、園長がミーティングで共有を図っている。定期的に園内外の危険箇所をチェックし「ヒヤリハットのたまご」を作成、ケガを未然に防げるよう対策を検討している。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
評価者	危機管理マニュアルには感染症対策も含まれており、責任者は園長と明記されている。行政からの感染症ガイドラインや保育士キャリアアップ研修受講者からの情報を活用して職員に周知を行っている。園内で感染症が起きた場合にはこども園の公式SNSツールや玄関先の掲示で保護者に知らせている。新型コロナウイルス感染症等への罹患があった際には早急に対応策を実施し、その後の拡大につながらないように留意している。対策マニュアルは新しい情報が入った際に見直し、活用している。	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
評価者	こども園の年間安全計画や、災害全般を想定した防火管理マニュアルが作成され、責任者は園長と明記されている。こども園は土砂災害警戒区域のため隣接する小学校との合同避難訓練や、警察と連携して不審者対応訓練等が計画的に行われている。津波警報時には徒歩で近隣の公園へ避難する訓練も実施、災害時の備蓄品は園長が管理している。災害発生後の安否確認方法が定められており、対応体制は職員室に掲示され、職員には勉強会にて周知を行っている。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
評価者	こども園では前回第三者評価の際に提案を受けた教育・保育の標準的な実施方法についてのマニュアル策定を開始し、給食提供の流れや食後の清掃の仕方、朝の会の進め方等を文書化している。内容については園内研修を通して職員へ周知し、子どもを叱る時と怒る時の違いを記載する等、子どもを尊重する姿勢が示されたものとなっている。マニュアルの実施状況は主幹保育教諭や園長が日々の実践を見守り、確認を行っている。日々の教育・保育実践が画一的にならないように見守り、詳しい説明を要する際には職員と話し合いを行うようにしている。一部権利擁護実践の標準化等についての策定が待たれていることから、今後も継続した取組の改善に期待したい。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
評価者	こども園における教育・保育の標準的な実施方法については、年に2回ほど機会を設けて検討・変更の話し合いを行っている。職員会議や勉強会にて、職員の意見を取り入れつつ内容を検討している。学力推進計画の中で作成している諸計画の確認や週案の検討会議等でも、標準的な実施方法について話し合われている。マニュアルの変更が指導計画の変更へ繋がった内容が確認できないことから、今後はそれらを反映させていく取組が望まれる。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	
評価者	指導計画策定の企画管理指導について、法人の職務分掌で園長の担当と明記されている。入園時に保護者へ記入依頼する健康管理シート他、日々の登園時に体温測定や健康状態の把握を行っている。入園前に聴取する児童票には保護者の要望等が記載されている。指導計画作成には、子どもが利用している外部の専門機関が参加しての意見交換会で聴取できた内容を反映させている。全体的な計画には幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が記載され、各指導計画との繋がりを意識して作成されている。各指導計画には実施後の評価が記載され、週案会議にて次の指導計画作成に向けた資料となっている。こども園での支援に困難がある場合には、子ども発達支援センターからの巡回相談時に助言を受けている。こども園でのアセスメントは統一した手法としてまとめられておらず、今後の改善が望まれる。	

評価項目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
評価者	週案会議では、実施後の評価や以前の記録を元に子どもの個別的な状況について話し合い、必要に応じ指導計画を変更することがある。指導計画を見直す際には保護者からの情報やこども園においての課題、必要な対応方法等について確認し記載している。指導計画を変更する際の組織的な仕組みについては、今後の検討を通じた改善が望まれる。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。
評価者	こども園での週案評価や指導要録、小学校への引き継ぎ書等諸記録は所定の様式に定められている。個別の指導計画を作成した際には、3か月ごとに実施評価が行われ次の計画について検討されている。定期の勉強会では、園長が記録の書き方について指導を行っている。毎日の子どもの状況はクラスノートを作成、保護者からの情報や登降園時の視診表等の状況を含め、朝のミーティングや週案会議にて職員間で共有が図られている。コンピュータネットワークを通じた情報共有については未実施であり、安全かつ効率的な情報管理体制について今後の取組が望まれる。	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
評価者	法人で個人情報保護規程が作成されており、記録管理の責任者は各園の園長となっている。就業規則での服務規律等に個人情報の不適切な利用があった際の対応策等が定められており、勉強会で職員へ周知されている。情報の保管期限や廃棄に関しては、文書保存規程が作成されている。児童票等の子どもの記録は職員室内でのキャビネット保管を徹底している。重要事項説明書にはこども園での個人情報管理について記載し、保護者に説明している。	

		評価項目	評価機関
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育		
	A-1-(1) 子どもの権利擁護		
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	C
	判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
		b	—
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
評価機関	<p>子どもの権利擁護に関する取組みにおいては、保育教諭は、子ども一人ひとりを丁寧に名前で「〇〇さん」と呼称し会話することを日頃から意識している。帰りの会、朝の会などで子どもの自由な意見や考えを尊重し、発表する表現活動に取組んでいる。今年度より「子どもの権利擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、保育教諭が教育・保育を行う上で「子どもを尊重している」ことや「子どもの人権擁護」において意識を高めていく為に、自らの教育・保育の振り返りを開始している。権利擁護マニュアルについては策定を開始しており、今後はそれらをいかした具体的な取組について、職員研修等により周知を徹底していくことが望まれる。</p>		
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基く全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	b
	判断基準	a	全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。
		b	全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成しているが、十分ではない。
		c	全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。
評価機関	<p>全体的な計画は教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成されており、園の教育・保育方針をもとに地域の実態に沿って、子どもの発達に応じた計画を見通して作成されている。指導計画は園だよりなどに今月のねらいとして記載しているが、今後は具体的内容や子どもの活動をブログを使って配信することを計画している。毎月行っている指導計画の振り返りの記録を活かし、職員が参加していける全体的な計画作成に今後は期待したい。</p>		

評価項目		評価機関	
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的課題			
48	A③	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
		b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
		c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
評価機関	子どもが心地よく過ごせるように、保育教諭は室内の温度調整や換気に気を配り、環境整備を行っている。子どもがくつろげる畳間や一息入れて落ち着ける小部屋が設置されており、一人ひとりに居心地のよい場所が確保されている。トイレが暗くて怖いと言っている子どもの声を聞きとり、トイレに折り紙でキャラクターを折って優しい雰囲気仕上げるなど、子どもが安心してトイレへ行きやすくなるように工夫している。		
49	A④	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。
		b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。
		c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。
評価機関	保育教諭は、一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように対応している。自分の気持ちをうまく伝えられない子には、気持ちを読み取りながらも自らの言葉で伝えられるように個別に対応している。時々集団活動をまとめる際に「おともだちがまっているよ」など、マイペースの子どもに対応する時にもおだやかに話しかけ対応している。		
50	A⑤	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。
		b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
		c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っていない。
評価機関	子どもの基本的な生活習慣の習得に当たっては、一人ひとりの発達を理解して自分からやってみようとする気持ちを尊重して援助している。朝の身支度などマイペースの子どもやおしゃべりをしながら準備する子どもには、強制することなく「準備は進んでいるかな」などと促しながらの声かけを行っている。黒板に一日のスケジュールが分かるようにカードを掲示し、子どもが次の活動を理解しやすいように工夫している。		

評価項目		評価機関
51	A⑥ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	
	a 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
	b 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
	c 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開されていない。	
	評価機関 戸外は自然豊かで季節の移り変わりを全身で感じられる環境であり、子どもが自ら遊びたい気持ちや思いを大切に見守り援助を行っている。隣接している小学校の遊具を自由に使える中、遊びに行く際には友達と協力し安全マットを運んで遊具の下に敷く等、子どもが自らの安全性にも配慮できる行動を促し、安全に運動遊びを楽しめるよう見守り援助している。保育教諭は、教育・保育の展開の技術を高めたい意識が高く、子どもたちが主体的にやってみようと思える環境作りに日々取り組んでいる。	
52	A⑦ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	
	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	コメント 0歳児が在籍していないため評価対象外	
53	A⑧ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	
	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	コメント 3歳児未満の園児が在籍していない為評価対象外	

		評価項目	評価機関
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。
評価機関	園庭や隣接している小学校の運動場を使用して、全身を動かして意欲的に活動できるような時間を増やし興味、関心が戸外へ向くように取り組んでいる。自然との触れ合いを大切に、小動物のカメ、めだか、うさぎと触れ合う環境で豊かな感性が育ち、近くに図鑑を設置し自ら調べる等、環境に工夫している。友達と協力してバツタ取りに夢中になるなど楽しんでいる子どもの姿がみられる。保護者に対してはブログやクラスだよりで子どもの育ちを発信している。		
55	A⑩	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
評価機関	障害のある子どもの園生活がスムーズに送れるようにエレベーターが設置され、トイレや保育室は段差がなく移動しやすいように整備されている。障害のある子どもが在籍している際には個別の指導計画を作成、クラスにとけ込めるように子どもの特性に応じた指導・援助を実施し、園の行事にもクラスの一員として積極的に参加させている。気になる特性を持った子どもに対しては活動を見守り、日誌等に記録して支援会議において保育教諭間で情報を共有している。		
56	A⑪	在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。	b
	判断基準	a	在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
		c	在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容に配慮していない。
評価機関	保護者の都合で急遽お迎えが遅くなっても、子どもが安心して過ごせるように取り組んでいる。在園時間の長い子どもには、体を休ませたりできるような環境を工夫している。夕方は部屋で子どもがゆったりくつろいだり、また年齢の違う子ども同士の自由な交流ができるように配慮している。以前、担任と延長保育担当の引き継ぎに食い違いが生じたことがあり、その後はこういったことがないように統一した方法を検討している。今後は1号認定の子ども長期休暇後の教育・保育計画の記載漏れがないようにすることが望まれる。		

評価項目		評価機関
57	A⑫ 小学校との接続、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
判断基準	a 小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	評価機関 小学校との継続、就学を見通したアプローチカリキュラムにもとづき教育・保育が行われている。就学先の小学校と就学連絡会議に参加し、保護者との面談にも同席し今後の就学に向け取り組んでいる。不安が残る保護者には、家庭でも意識した生活が送れるように丁寧に対応した援助を行っている。こども園は小学校に隣接している上、併設されている学童クラブの活動を兼ねながら登下校の児童に積極的に声をかけたり、子どもの様子を保護者に伝えるなど、就学後も見守り支援を続けている。
	b 小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c 小学校との接続や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。	
A-2-(3) 健康管理		
58	A⑬ 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
判断基準	a 子どもの健康管理を適切に行っている。	評価機関 子供の体調の変化・ケガ等についてはその都度保護者に伝えるとともに休みの職員に対してもSNS等の通信手段により、全職員が一人ひとりの健康状態等を常に把握できるようにするとともにヒヤリハットや事故報告書を整備している。子どもの健康に関する計画として保健・健康教育年間指導計画を作成し、月案、週日案に反映させている。既往症・予防接種については入園時の児童票等の情報により確認している。園の子どもに関する方針や取り組みについて、園だより等に取り組み(健康診断等の実施)を掲載して周知できるようにしている。子どもの健康に関するマニュアルはなく、日々の健康管理は登園時の表情、保護者からの聞き取り検温シート等を確認し、朝のミーティングで共有している。健康管理についてはマニュアルに基づいて一人ひとりの健康状態を把握することが望ましい。
	b 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c 子どもの健康管理を適切に行っていない。	
59	A⑭ 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
判断基準	a 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	評価機関 保健・健康教育年間指導計画に基づき、健康診断や歯科検診を計画・実施している。健康診断においては園児の毎月の身体測定を通して自身の身長・体重の変化を比べ、成長を喜ぶ機会を持てるようにしている。年2回の歯科検診においては、その結果をもとに子どもに歯の模型を示して歯みがき指導に取り組むとともに、保護者に対して検診結果を報告することにより生活習慣の見直しに繋げることができるようにしている。また「よい子の歯表彰式」を行い、虫歯ゼロの子への賞状と景品を準備し、虫歯ゼロ、歯みがきの習慣化への動機づけを行っている。
	b 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
	c 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	

		評価項目	評価機関
60	A⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
		b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。
		c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っていない。
評価機関	アレルギー疾患のある子どもに対して、厚労省通知の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、運営規程において除去食等について定めており、食物アレルギー緊急対応マニュアル(東京都版)を活用して取り組んでいる。アレルギー疾患、慢性疾患のある子に対して、医師の指示のもと、職員間の情報共有を重視し、家庭との連携もとれている。ほかの子どもや保護者の理解を図る取り組みについては、園だよりでアレルギー関係食品等の注意やお知らせをしており、またハロウィンパーティー等でお菓子の持ち込みを禁止するなど、協力を得ている。園内研修においてアレルギー疾患等について必要な知識・情報を得たり、エピペンの使い方等の技術を習得している。		
A-2-(4) 食事			
61	A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
		b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
		c	食事を楽しむことができるよう工夫をしていない。
評価機関	食育計画を作成し、指導計画に位置付けている。食について関心を深めるための取り組みとして、誕生会で食育の紙芝居、ペープサートなどを行っている。またジャガイモや人参等子どもたちが育てた野菜を調理するカレーパーティーやクッキング活動を通して、食の楽しみを得られるように工夫している。一人ひとりに合った食事量の調整と必要に応じて個別で食事の援助を行っている。給食については、コロナ禍によりテーブルに透明の中敷きを置いて向き合っの食事ができており、温かな親しみの感じられる食事風景が見られた。おかわりをする際、個々の意見をていねいに聞きながら思いを尊重して対応している。おかわりをもらう際にはマスクをあて、席について食する時にマスクをはずすというマナーが守られている。こども園での給食は写真に撮り、玄関に設置したタブレットで確認できるようにしている。子どもの食育面での課題等については保護者と話し合い、園での取組に活かすようにしている。		

評価項目		評価機関	
62	A⑰	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
	判断基準	a 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
		b 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
		c 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
	評価機関	給食会議を月1回開催し、食の状況を詳細に報告し合い、子どもたちが食べやすい素材の形状、好評メニューの量の増、個人差や食欲に応じた量の加減等個々の状況に合わせた対応ができるように取り組んでいる。残食調査を実施し、給食会議と併せて、献立・調理の工夫をしている。行事食を取り入れたり、ひな祭りのちらし寿司など季節感のある献立となるよう配慮している。衛生管理については、給食センターの施設管理マニュアルに基づいて適切に行われている。給食は法人が運営する隣接園の給食センターより提供されており、コロナ禍の影響もあるが調理員が食事の様子を見たりすることがない。子どもたちの食事風景を見学する等により、食の現実を実感できるような取組が期待される。	
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
	判断基準	a 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
		b 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
		c 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
	評価機関	保護者との連絡は、SNSツールや登降園時において一日の様子や家庭の様子、連絡などの情報交換に取り組んでいる。保護者と子どもの成長を個人面談録記録簿に記録し共有したり、日々の活動をブログで配信している。保育参観や園の行事は、保護者が参加しやすい時間や日程に配慮して行っている。教育・保育の意図や内容について保護者に理解を得る取り組みが不十分なため、今後の検討をふまえた改善に期待したい。	

評価項目		評価機関	
A-3-(2) 保護者等の支援			
64	A⑱	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
	判断基準	a 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	
		b 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
		c 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	評価機関	保護者が安心して子育てが出来るように、日々の送迎の際にコミュニケーションを取り、信頼関係を築いている。各保護者ごとの事情、様々な相談内容に対応できるよう、相談室で面談できる環境を整えている。隣接している小学校教諭と日々連絡が取れる信頼関係を築いており、就学した後の保護者の困りごとに対する相談支援にも取り組んでいる。今後は相談を受けた保育教諭が適切に対応できるように、相談内容の迅速な共有化や外部から助言を受ける機会を増やす等、対応体制の強化を図ることが望まれる。	
65	A⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
	判断基準	a 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
		b 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
		c 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
	評価機関	不適切な養育(虐待)を見逃さないために、子どもの心身の状態や家庭生活などについて面談で聞き取りを行い、日々の保護者の状態を職員間で情報共有できるように取り組んでいる。子育てに負担感や不安がみられる保護者には、精神面や生活面への見守りを強化し無理をしていないか等声かけ援助に取り組んでいる。職員研修では園長を中心に、アザなどを発見した時の写真を利用しマニュアルに沿った対応について学んでいる。不適切な養育がみられた場合には記録を残し、関係機関に繋がられるように取り組んでいる。	

評 価 項 目	評価機関
---------	------